

天野寛子著

『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』

評者：吉田 義明

本書の構成と内容

まず、本書の目次を紹介しておきたい。

序 章 なぜいま“女性農業者の地位”か

第1章 予備的考察

第2章 農村生活の改善を望んだ人びとの言説にみる農家の女性の地位向上

第3章 農村・農家生活診断指標と女性農業者の地位

第4章 生活改善普及事業初期の生活改良普及員の活動

第5章 農村の生活課題の変化と農山漁村女性・生活グループ活動

第6章 男女平等の生活文化と無償労働の評価

終 章 女性農業者の地位向上にかかわる生活文化の創造

結 論 21世紀を生きる日本の女性農業者の地位向上に向けて

その他 「農村におけるパートナーシップの確立に関する生活時間とアンケート調査用紙」が付録する。

本書の内容を逐次みていくと、序章では本研

究の目的・意義・独自性が簡潔に述べられており、第1章では議論の前提となる女性農業者の概念をはじめ、生活改善普及事業の概要、関連学問領域の状況、先行研究への言及がある。この構成は、農家女性労働研究を行ってきた評者にとっても非常に親切な構成であった。また他領域の研究者や初学者でも比較的容易に内容に入っていくことができるだろう。第2章では丸岡秀子、今和次郎、山本松代、矢口光子の4氏の思想・業績がとりあげられており、非常に興味深いのだが、わずか32頁あまりである。本書の目的と構成にとっては必要十分なのであろうが、もっと読んでみたいと思う内容である。第3章では生活診断指標がとりあげられる。生活診断指標には生活改善課のその時々の問題意識と政策目標が明示される。本章では主に女性の地位との関連で詳細な分析が行われている。戦後の生活改善普及事業を評価する上で、この生活診断指標分析が最も重要な位置を占めると言ってもよいだろう。本稿では、この点については次項で別途検討を加えることにする。

第4章では生活改善普及事業初期の生活改良普及員の活動記録である。3章までで触れられなかった現場の実践活動をとりあげ、それを記録するだけでなく、現時点における再評価を筆者がおこなっている。第5章は様々な生活改善実行グループの活動実績を女性の地位向上という視点から再検討を行っている。むろん各々のグループ実践記録として読んででも十分に興味深いものである。第6章は男女平等の生活文化と無償労働の現状についてのアンケート分析がなされている。終章では現在の政策的到達点ともいえる「家族経営協定」と農村女性の地位向上との関連が論じられている。

本書の意義と特徴

上来、紹介してきたように、本書は「戦後日本の女性農業者の地位」を半世紀におよぶ生活改善普及行政の視点から総括したものである。戦後の激動期を農家女性によりそってきた生活改善普及行政の、およそ半世紀の総括であり、その記念碑であると言うこともできよう。その意味においては本書に代わるべきものはない。農村生活問題にかかわる実務者・研究者のみならず、およそわが国のジェンダー問題研究者すべてが手元におくべき一書であると断言できる。

また本書は著者が別途取り組んできた、都市勤労者生活研究と対をなすものと考えが、本書はあくまでも著者の生活改善普及を軸線とした女性農業者研究に限定し、安易な関連づけや対比を徹底して排除している。それは「1948年から開始され、農家の女性を主として指導した農林水産省（当時農林省）による生活改善普及事業は女性農業者の地位向上に役立ったかどうか、これが私の率直な直接的な問いである」という著者の本書の問題意識による。実際のところ、これだけの名著であってもこの問いに十分な答えを出すことは容易なことではなかったであろう。本書の各所にみられる資料、ノート、新聞の切り抜きなどは、本書にとって必要なものであったとしても、この名著に取り込むにあたって、かなりの編集上の工夫が必要となつたであろう。評者にとっては、とくにこの部分に有益な情報が多く、著者とともに編集者にも敬意を表したいと思う。

さて、本書の特徴ともいえる論点についてふれておく。本書で重点がおかれていると感じたのは、女性農業者の現状を把握し、実践活動成果を評価し、また次の政策策定と計画に欠くことのできない「生活診断指標」である。おそら

く著者の研究活動におけるデスクワークの相当部分がこれら個々の指標の検討に費やされたと思われる。著者は第3章で、経企庁作成の「生活水準指標」との対比で生活改善課「生活診断指標」を経企庁指標がマクロレベルで生活者の個別の生活指標とはならないのに対して、生活改善課指標はミクロレベルの項目を含み、個別農家の生活診断に直接利用可能であり、「生活の中で注意すべき項目として直接的に農家の生活に身近に影響を与える目的で作られている」としている。

こうした意味では、指標に基づくアンケート調査活動は、客観的なデータ収集を超えた優れて実践的な意義をもった。さらに言えば、このような活動自体が後にふれるグループ活動とともに生活改善普及実践における車の両輪であったといえるだろう。それだけに「その指標がある視点を欠落させているような場合（たとえばジェンダー視点の欠如）、その欠落させたイメージを生活目標化する危険性を孕んでいる」のであり、最大限の工夫と厳密さが要求されるものといえよう。このような事業に要求される質と農村生活学会の成立と無縁ではあるまい。

「家庭生活は、もともと私的な領域であるので行政が立ち入るべきものではないが、農業基本法には、農業の自然的・経済的・社会的制約による不利を補正して農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるようにすることは、国の農業に関する政策目標である旨規定されている」農業基本法（1961）と前後して、生活改善課は『農家生活白書』と『農家の生活診断』を前後して発表している。高度経済成長期を経過し、格差構造が明確にあらわれた時期における両書は、戦後段階的農家生活改善の起点という意義をもっているので、これ以後の諸診断指標に対する著者の分析を少し詳しくみていくことにする。

『白書』は当時の農家女性の地位についての詳細なデータをあげ、生活改善の個々の課題を明らかにしたとすることができるが、農村経済の諸指標が都市並に近づくにつれて、家庭生活へ「行政が関与すべきではない」という流れが強まっていくことになる。著者によればこのような流れに対して「十分に反論の資料が揃っているにもかかわらず、有効な反論はなしえていない...女性の地位の低さは、法制度、あるいはその運用という形で実は行政も関与している問題であり、その改善はまた行政の責任でもあった」のである。このような制度的な問題は90年代まで持ち越されることになったのである。

その後、いくつかの指標作成を経て、「農村女性の地位と意識」指標が1984年に作成される。これには過去に農水省（農林省）が実施した調査には含まれなかった「女性の地位」を明確にさせる意図をもった質問がありこまれており、画期的なものということができるが、著者はその限界について「調査対象者が主婦に限定され...男女の認識差・意識差が明確にならない」こと、「設問が『決定』への参加、発言、労働能力等に力点がおかれていて、労働の貢献に対する評価に関する部分が欠落している」としている。さらに86年には「農村女性の労働条件と労働意識の水準」指標が発表される。著者は「完全でないにしろ、夫婦並列のデータとなり、男女比較が可能となっている...従来の設問・指標に欠落していた『農業労働報酬』が、わずか1問ではあるが設けられ...家事労働・介護労働が、農業労働と同じ比重とはいえないが差別的な扱いとしてではなく考慮されるべき労働として扱われていること。また、夫の家事・育児・介護参加の指標がわずかであるが出てきていること」を評価しているが、他方で「労働時間をすべてを加算した全労働時間として扱う設問はない...このことは、女性の労働が男性よりもつ

ねに多いことを認識させなくしてしまい、女性の地位の低さを隠蔽してしまう」と指摘している。

90年「農家経営と生活診断」指標は『新農家経済管理簿』との関連で出されたものであるが、この『管理簿』は税制改正にともなって発表されたものだが、農家経済の安定（収入・支出・農家経済余剰）、家族労働評価観点からの診断、生活診断と家計診断の3つの部分からなっている。この『管理簿』は「女性の地位との関連でみると、従来の労働力として使われ、農家経営には加わることができず、意志決定は生活の消費部分に限定されていた女性の役割から、『労働・経営ともに全人格として農業にかかわるもの』としての扱いに変わっている点を指摘することができる」と著者は評価している。従来の家計簿の枠を超えた、この『管理簿』は生産と生活の統一的な把握という長年の課題に応えたものといえるが、著者は「内部からの問題指摘には目をつぶり『改善』せずに放置し、税制改革という外部的な『力』によって『改善』する態度は、『生活改善』を進めてきた課の対応としてはふさわしくない...農業経営と家計が統一的に把握できるようになったことがそのまま『農家経営における女性の地位向上』にはならない」と痛烈である。また女性の過重労働の解消や農業労働報酬を実現するための「家族経営協定」の必要を述べている。

95年には「家族経営協定」の推進が構造改善・農蚕園芸両局長名で通達された。「家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇等の就業条件、収益の分配、経営の円滑な継承等に関するルールの明確化...各世帯員の農業経営に関する意欲の増進と能力の向上、さらには生活運営の近代化が期待される（通達）」という文字通りの農業経営が実現するのならば「女性の地位向上と

いう観点からみる影響力の大きさは、はかりしれない。戦後の農家生活の民主化を掲げた生活改善普及事業の総仕上げ的な意味をもっている「家族経営協定は直接には家族農業経営の近代化の手段として位置づけられるが、「家族内における生活・経営のルールづくりとその実行に関するものであり、内容からみると、家族の民主化の具体化・成文化である。それは『家庭生活の民主化』を掲げた約50年前の生活改善目標の実現を意味する」と著者は位置づけている。しかし、はじめに示された様式例「家族協定書例(1)(2)」ともに家事労働に関する文字はなかった。その後98年に出された『家族経営協定推進の手引き』(婦人・生活課監修・改組後)の事例では家事労働を労働時間に算入することはまだしも、驚くべきことに家事労働を後継者の妻と妻との分担として女性に固定し明文化している。さすがに98年の「農山漁村における男女パートナーシップに関する指標」では「男性の家事労働時間」という項目があらわれることになるが、評者が本書を読んで得られた印象としては、男女共同参画にむけての世界的潮流にしぶしぶながらというイメージを拭うことはできない。著者の「かつて、都市勤労者共働き夫妻の日常生活における協力とは何かを明らかにした…農業者夫妻は、農業という職業においての『共働き夫妻』であるから、『共働き』という共通性において、平等な関係における『農業者夫妻の協力』を提示する」という姿勢と現在の行政の認識との間には、いまだ大きなギャップがみられるといえよう。

とはいえ、著者が生活改善普及事業をトータルに否定しているわけではなく、「この50年間、生活改善普及事業並びに普及活動が行われていなかったとすれば、西暦2000年の女性農業者たちの立脚点はさらに低いものであっただろう」と基本的評価を与えながら、「だが、生活改善

普及事業と普及活動は、男女の衡平・平等の実現という女性農業者の地位向上の課題に対して残された問題の大きさからいえば、完全に有効なものであったとは到底いえない」と断じているのである。

以上、紙幅を割いて生活診断指標と女性農業者の地位についての著者の分析を紹介してきたが、この部分が本書の価値の全てではない。事業の思想的バックボーンから、個々のグループ活動実践、現場の生活改良普及員の活動など取り上げたいことは、まだまだ多くある。しかし、それらについてはぜひ本書を手にとりてごらん頂きたい。最後に本研究では分析されていない「残された課題」について若干の私見を述べることで、評者のつとめを果たしたいと思う。

残された課題

第1に家族経営の近代化についてである。むしろ様々な現在の矛盾を解決していくことが女性農業者の地位向上をもたらすことを否定するつもりは毛頭ないのだが、近代的家族経営と言葉の順序を逆にしてみれば明らかなように、わが国にこのような範疇が成立する経営は必ずしも多くはない。それは家族関係が民主的ではないからではなく、主に零細土地所有と農業生産力の問題である。自立的農業経営なしに女性農業者が真の地位向上を勝ち取るのだろうか。ジェンダー論を生産力論と結びつけていくことが次の段階では重要になっていくように思われてならない。

第2に指摘したいことは女性農業者という対象限定についてである。かつて我々の研究対象は農村婦人＝農村女性一般であったと思う。兼業化の進展などにより、農村女性一般を1つのカテゴリーに括ることは既に困難である。政策対象としてのコアな塊を想定すれば、女性農業者という括りになるのだろうが、それは膨大な

政策対象外の女性達を放置する危険性も意味する。現に70年代以降の働く農村女性は、ノーユニオン、無権利・低賃金のまま放置されてきたのである。そっちは労働省の管轄と割り切ってしまうがそれまでだが、彼女たちの多くはまさに農村的な慣習の中で、そしてしばしば専業農家のそれよりもより非民主的な関係の中で呻吟してきたのである。この問題の位置づけ抜きに農村女性の地位向上を語ることはできないのではないか。

第3に、上記した農業における女性労働と、農外の女性労働のそのいずれもが、職業的（農業者としてあるいは労働者として）にみて経済的自立を達成するに十分なものとなって、はじめて真の農村女性の地位向上が実現するのは

なかろうかということである。

やや書評から逸脱したが、総括的な一書を読み終えての正直な感想である。最後にあげた問題は生活経営学などの単一の学問領域で完結するはずもなく、むしろ社会政策、農業経済学などとの学際的総合的な研究の必要性を示唆しているようにも思う。その意味では本書には農村女性研究の過去と未来をつなぐ力が宿っているともいえよう。

（天野寛子著『戦後日本の女性農業者の地位
男女平等の生活文化の創造へ』ドメス出版、
2001年1月、菊版、410頁、4800円+税）

（よしだ・よしあき 千葉大学園芸学部講師）

あなたのパソコンに
労働情報を週2回、
電子メールでお届けします。

無料

メールマガジン JIL労働情報

→ お申し込み/バックナンバーの閲覧は
<http://db.jil.go.jp/mm/jmm.htm>

●お問い合わせ先
**日本労働研究機構
情報企画課**

〒163-0926
新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス
tel.03(5321)3033
fax.03(5321)3035
<http://www.jil.go.jp>

読者募集中!!

労働情報の検索ならおまかせ「労働情報ナビゲートシステム」
<http://navi.jil.go.jp/>

労働関連の「データベース」提供中
<http://db.jil.go.jp/>

●お申し込み/バックナンバーの閲覧は

●労働統計資料
毎月勤労統計、労働力調査はもちろ
な。各官庁が発表する労働関連の統
計結果をすばやくお知らせします

●助成金情報
労使に関する助成金の新設・支給要
件の変更などの情報をお届けします

●判決情報
労働関連訴訟の判決を逐次お届け
します

●記事クリッピング
労働問題専門紙より企業労使実務
家の皆さまの業務に役立つ情報を
ピックアップ

●記者発表資料
労働政策の把握に役立つ情報を高
い頻度でお知らせします

●企業労務管理事例
給与制度、人材開発手法など気にな
る他社の事例をキャッチ

●海外情報
とりくに中国を中心に雇用失業統計、トピ
ックスを掲載
●これ以外にも様々な新規コンテンツが
費発予定

こんな方に
おすすめします

企業
の
人事
労務
担当者
労働
組合
関係
者
社会
保険
労務
士
事業
主